

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

防 府 市

目 次

防府市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険・後期高齢者医療制度	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	3
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	6
9	障 害	6
10	介 護.....	7

防府市支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。</p>	<p>福祉総務課人権推進係 (市役所 2階 4番窓口) TEL 0835-25-2332</p>
--	--

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等支援金	<p>犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族支援金 30万円 ・傷害支援金 10万円 ・性犯罪被害支援金 5万、10万円 	<p>福祉総務課人権推進係 (市役所 2階 4番窓口) TEL 0835-25-2332</p>

3 国民健康保険・後期高齢者医療制度

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
<p>(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療制度】</p>	<p>世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。</p>	<p>【国民健康保険料】 保険年金課国保医療係 (市役所 1階 9番窓口) TEL 0835-25-2164</p> <p>【後期高齢者医療制度】 保険年金課 後期高齢者医療係 (市役所 1階 9番窓口) TEL 0835-25-2322</p>
<p>(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療制度】</p>	<p>第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった等の徴収猶予や減免の相談に応じます。</p>	<p>【国民健康保険料】 保険年金課国保医療係 (市役所 1階 9番窓口) TEL 0835-25-2164</p> <p>【後期高齢者医療制度】 保険年金課 後期高齢者医療係 (市役所 1階 9番窓口) TEL 0835-25-2322</p>

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料の減免	国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料の納付が困難となった場合に、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【国民健康保険料の減免】 保険年金課国保資格係 (市役所 1階 8番窓口) T E L 0835-25-2317</p> <p>【後期高齢者医療保険料の減免】 保険年金課 後期高齢者医療係 (市役所 1階 9番窓口) T E L 0835-25-2322</p> <p>【納付相談】 収納課徴収係 (市役所 3階 2番窓口) T E L 0835-25-2183</p>

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合において、亡くなった方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	保険年金課年金係 (市役所 1階 8番窓口) T E L 0835-25-2163
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	保険年金課年金係 (市役所 1階 8番窓口) T E L 0835-25-2163
(2) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	保険年金課年金係 (市役所 1階 8番窓口) T E L 0835-25-2163

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【市・県民税の減免】 課税課市民税係 (市役所 3階 4番窓口) T E L 0835-25-2170
		【市税の納付相談】 収納課徴収係 (市役所 3階 2番窓口) T E L 0835-25-2183

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課市民係 (市役所 1階 6番窓口) T E L 0835-25-2109
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築課住宅管理室住宅係 (市役所 2階 3番窓口) T E L 0835-25-2178
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	生活支援課保護係 (市役所 3階 1番窓口) T E L 0835-25-2289

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	生活支援課保護係 (市役所 3階 1番窓口) T E L 0835-25-2289
(5) 上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の減免】 上下水道局お客様センター (上下水道局 1階) T E L 0835-23-2511 【納付相談】 上下水道局お客様センター (上下水道局 1階) T E L 0835-23-2511
(6) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	くらし安全課 防府市消費生活センター (市役所 1階 10番窓口) T E L 0835-25-2129
(7) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	くらし安全課 防府市消費生活センター (市役所 1階 10番窓口) T E L 0835-25-2129

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭センター (こども相談支援課) 子育てに関する相談 まんまる母子相談係 T E L 0835-24-8811 児童虐待に関する相談 児童家庭相談係 T E L 0835-25-2414

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(2)【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て推進課子ども給付係 (市役所1階 1番窓口) T E L 0835-25-2348
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	子育て推進課子ども給付係 (市役所1階 1番窓口) p T E L 0835-25-2348
【保育】 一時預かり事業	保護者の就労や病気等により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを保育所等でお預かりします。 (利用料は4時間以内900円、8時間以内1,800円です。)	子育て推進課子育て支援係 (市役所1階 1番窓口) T E L 0835-25-2626
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	子育て推進課子ども給付係 (市役所1階 1番窓口) T E L 0835-25-2348
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子ども家庭センター (子ども相談支援課) 児童家庭相談係 T E L 0835-25-2414
(4) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て推進課子ども給付係 (市役所1階 1番窓口) T E L 0835-25-2348
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	子育て推進課子ども給付係 (市役所1階 1番窓口) T E L 0835-25-2348
(6) ファミリーサポートセンター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	子育て推進課 ファミリーサポートセンター (市役所1階 1番窓口) T E L 0835-25-2626

8 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	障害福祉課相談支援係 (市役所 2階 2番窓口) TEL 0835-25-2967
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障害福祉課障害福祉係 (市役所 2階 2番窓口) TEL 0835-25-2387
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	福祉総務課男女共同参画係 (市役所 2階 4番窓口) TEL 0835-25-2207
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢福祉課 地域包括支援センター (市役所 2階 1番窓口) TEL 0835-25-2964
(5) 医療に関する苦情や相談	市内の医療機関で受けた治療に関し、苦情や相談に応じます。	医療安全支援センター (山口健康福祉センター) TEL 083-934-2528

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	障害福祉課相談支援係 (市役所 2階 2番窓口) TEL 0835-25-2967
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	障害福祉課 障害者虐待防止センター (市役所 2階 2番窓口) TEL 0835-25-2121

10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、 納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	<p>【介護保険料の減免】 高齡福祉課介護保険室 認定係 (市役所 2 階 1 番窓口) T E L 0835-25-2367</p> <p>【納付相談】 収納課徴収係 (市役所 3 階 2 番窓口) T E L 0835-25-2183</p>
(2) 介護サービス利 用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	高齡福祉課介護保険室 給付係 (市役所 2 階 1 番窓口) T E L 0835-25-2128